

連載ドラマ

# 人生 これから

63

対策急げ!相続編

## 課税対象拡大、人ごとじゃない

牛隈昇(55)はソバに目がない。会社近くのとっておきの店に同僚の猿楽達男(55)を誘い、ソバ談議でもと思ったのに猿楽に先を越された。「おい、同期の佐藤の話、聞いたか?」。資産家の父親が3カ月前に亡くなり、多額の相続税に困り果てているという。

ファイナンシャルプランナー(FP)でもある猿楽はケチじゃないがカネの話に目がない。相続なんて垂ぜんモノなのに昇はメニューに見入っている。「つれないなあ」と鼻白んだ猿楽に昇はいう。「庶民のオレに相続税なんて無縁。うまいソバが食べられるくらいにの財産で結構さ」。そんな昇を猿楽は気の毒そうに眺め、ため息をついた。「資産家に限らないから問題なんだよ」

相続税を算出するにはまず、相続財産から非課税の財産などを引いて遺産総額を明らかにする。基礎控除額などを除き、一定税率を掛ければ相続税の額がでる。この基礎控除額の計算方法が、2015年に変更された。従来は「1000万円×法定相続人数」に5000万円を加えた合計が基礎控除だった。例えば、法定相続人が3人なら課税価格から8000万円を差し引くことができた。だが15年以降に死亡した人の相続では、「600万円×法定相続人数」に3000万円を加えた金額しか控除されなくなった。つまり控除額は4800万円、従来に比べると3200万円も控除が減ったのだ。

そのせいで相続税を支払わねばならなくなる人が増えている。国税庁によると、15年に亡くなった約129万人のうち財産が相続税の

イラスト  
唐仁原教久

課税対象となった人は8.0%。制度変更前の前年に比べて3.6%も上昇した。

「普通の人は不動産が主な財産だろ? だから問題なんだ」。脅かすように話す猿楽に気押され、勢いよくソバをすすっていた昇の箸が止まる。「でもさ、相続なんて親の死めのを待ってるみたいで、家族だからこそ言いつらいよ。親の財産なんて、オレ知らないよ」。昇のような人は少なくない。だが、それが後々悲劇を招くことがある。

亡くなった人が遺産の配分を遺言書に残していなければ、故人と相続人との関係によって法定相続分が決まる。昇には兄と妹が1人ずついるから、父親が亡くなれば、母と昇たち3人の子どもが相続人だ。昇の母が相続財産の半分を受け取り、残り半分を子ども3人で分けるので昇は6分の1を手にする計算だ。亡くなった人の親と配偶者が相続するなら親が3分の1、配偶者が3分の2となる。

各自の法定相続分の金額を基に税率が決まる。相続税の税率は、相続の金額が多いほど高くなる。「じゃあお袋が法定相続分を受け取ると相続税を払う確率が一番高くなるのか?」。急に心配そうな声を出した昇に、猿楽は首を振った。「配偶者控除っていう制度があるから、配偶者は相続税を支払わないケースが多いんだよ」

配偶者は法定相続分以下の相続なら、相続税がかからない。仮に法定相続分以上に受け取っても1億6000万円までは税金を免除される。つまり、誰がどういう資産をどう相続するかで支払う税金は大きく異なるのだ。

ソバ湯をすすりながら猿楽がいう。「相続税の支払いを少なくするには控除を上手に使うことが一手だからな」。例えば亡くなった人が居住していた不動産などの相続財産について減税効果を得られる「小規模宅地等の軽減措置」などがある。控除を受けるためには被相続人が亡くなってから10カ月以内に申告書を提出する必要があるが、親の生前に話し合わず遺産配分で相続人同士がもめて、期限内に申告書を提出できないケースもある。資産を把握し、相続について親や被相続人たちで話し合うことは大切なのだ。

「ところで奥さんの輝子さんのご両親は今も工場やってるのか?」「ああ、下町で今も細々とね」。昇のこたえに、猿楽が真剣なまなざしでいった。「おまえ、争族。になりかねないぞ」

(中尚子)

取材協力  
福田真弓氏(税理士)  
ランドマーク税理士法人

### 登場人物



牛隈 昇(うしくま・のぼる、55)  
専門商社で鉄鋼一筋。趣味はゴルフ、麻雀、投資を少々。



牛隈 輝子(てるこ、54) アロマにヨガにと忙しいプチセレブ主婦だが老後にうっすら不安も。



牛隈 衛(まもる、30) 昇の長男。菓子メーカー勤務の草食系スイーツ男子。ポイントマニア。



牛隈 多恵(たえ、28) 衛の妹。音大出のモテ美女だがダメンズ好き。大手書店の契約店員。



猿楽 達男(さるがく・たつお、55) 昇の同期。仕事はできるが会社に縛られない資格マニア。



### 遺言あっても遺留分は主張可能

相続人が受け取れる遺産は、被相続人が遺言を残していた場合、法定相続分よりも遺言による分配の割合が優先されます。ただ、ある法定相続人の相続を「ゼロにする」と遺言に記されていた場合でも相続人が権利を主張すれば一定程度の財産を相続することができます。それが遺留分です。

たとえば、法定相続人が配偶者と子どもだった場合、法定相続では被相続人の財産の半分を配偶者が、残り半分をこどもらで

分けます。仮に亡くなった人が特定の人に財産をすべて遺贈するという遺言を残していた場合でも、配偶者は4分の1、こどもらは4分の1の財産を遺留分として取得する権利を主張できます。同様に亡くなった人の配偶者と親で遺産を分ける場合にも、配偶者は3分の1、親は6分の1の遺留分が保証されます。ただし相続人が兄弟だけだった場合、法定相続では財産全部を兄弟で分けますが、遺留分はありません。